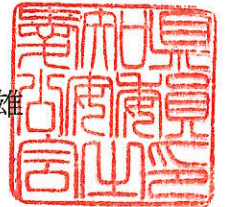


愛知県公安委員会告示第 8 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり瀬戸市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 18 日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄



- 1 合意した者
 - (1) 瀬戸市
 - (2) 名鉄バス株式会社
 - (3) 瀬戸自動車運送株式会社
 - (4) 愛知県公安委員会
 - (5) 中部運輸局
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等
旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、瀬戸市及び名鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。
- 3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
瀬戸自動車運送株式会社	道路運送法第21条許可によるデマンドバスの実証実験運行	瀬戸市地域公共交通会議事業 令和7年度瀬戸市コミュニティバス 運行事業（品野おでかけバス）
- 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所在地
瀬戸（往復） 上半田川町集荷所（往復） 寺前橋（往復） 西新田（往路） 西新田（復路） 名古屋学院大学（往路） 北山団地中（往復） 北山団地（往復） 菩提寺前（往復） 桑下（往路） 桑下（復路） 品野台小学校（往復） 広之田（往復） 広之田集会所（往復） 北丘町北（往復） 北丘団地（往復） 北丘町南（往復） しなのバスセンター（往復）	瀬戸市上半田川町1581番の3地先 瀬戸市上半田川町345番地先 瀬戸市上半田川町851先 瀬戸市上半田川町185番地先 瀬戸市上半田川町201番の1地先 瀬戸市上品野町1350番の87地先 瀬戸市上品野町1380番地の30 瀬戸市上品野町1380番の56地先 瀬戸市上品野町1014番の55地先 瀬戸市上品野町1146番の2地先 瀬戸市上品野町1146番の1地先 瀬戸市上品野町1212番地先 瀬戸市広之田町51番地先 瀬戸市広之田町581番地先 瀬戸市北丘町189番の3地先 瀬戸市北丘町52番地の3地先 瀬戸市北丘町72番の4地先 瀬戸市品野町6丁目88
片草町民会館（往復） 白岩町（往路） 白岩町（復路） 白岩口（往路） 白岩口（復路） 一之瀬橋（往復） 上品野（往路） 上品野（復路） 中町（往路） 中町（復路） 城前（往路） 城前（復路） 中洞（往路） 中洞（復路） 上品野口（往路） 上品野口（復路） 中品野（往路） 中品野（復路） 品野（往路） 品野（復路）	瀬戸市片草町226-5先 瀬戸市白岩町357-2先 瀬戸市白岩町386-6先 瀬戸市白岩町79-5先 瀬戸市白岩町93先 瀬戸市白岩町8番地先 瀬戸市上品野町713番の3地先 瀬戸市上品野町715番地先 瀬戸市上品野町560番地先 瀬戸市上品野町549番地先 瀬戸市上品野町389番地先 瀬戸市上品野町383番の2地先 瀬戸市上品野町167番地先 瀬戸市上品野町169番地先 瀬戸市上品野町43番の4地先 瀬戸市上品野町43番の3地先 瀬戸市中品野町14番地先 瀬戸市中品野町563番地先 瀬戸市品野町7丁目28番地先 瀬戸市品野町6丁目39番地先
鳥原橋（往復） 鳥原町西（往復） 鳥原町中（往復） 鳥原町東（往復） 岩屋堂（往復） 窯町（往路） 窯町（復路） 二又池北（往復） 窯東山（往復） 品野町3丁目東（往復） 品野町3丁目西（往復）	瀬戸市鳥原町26先 瀬戸市鳥原町200番地先 瀬戸市鳥原町706番地先 瀬戸市鳥原町522番地先 瀬戸市岩屋町56先 瀬戸市窯町548-11先 瀬戸市窯町548-19先 瀬戸市窯町527番地の1先 瀬戸市窯町442番地の2先 瀬戸市品野町3丁目484-4先 瀬戸市品野町3丁目242先